

2019年大型連休中の外来診療体制に関するお知らせ

先般、新天皇の即位の日となる平成31年（2019年）5月1日（水）を「祝日（平成31年限り）」とする方針が政府より表明され、祝日法の改正に伴い、「4月30日（火）」と「5月2日（木）」がどちらも休日となります。

これにより、当院でも4月28日（日）から5月6日（月）までが休診日の扱いとなりますが、9日間連続の休診となることによる近隣の医療機関・患者様への影響などを慎重に検討を重ねた結果、下記の通り「4月30日（火）」と「5月1日（水）、5月2日（木）」については平常通り開院し外来診療を行うことを決定いたしました。

何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

| | | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 4月27日 (土) | 4月28日 (日) | 4月29日 (月) | 4月30日 (火) | 5月1日 (水) |
| 午前 開院 | 休診 | 休診 | 開院 | 開院 |
| | | | | |
| 5月2日 (木) | 5月3日 (金) | 5月4日 (土) | 5月5日 (日) | 5月6日 (月) |
| 開院 | 休診 | 休診 | 休診 | 休診 |

病院長